

「成長力底上げ戦略」(基本構想)

(参考資料)

平成19年2月15日

「成長力底上げ戦略」構想于一ム

参考資料

(ページ)

(人材能力戦略)

1. 実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)について	1
2. 日本版デュアルシステムの推進	2
3. 我が国における「職業能力評価基準」に関する取り組みについて	3
4. イギリスのNVQ(National Vocational Qualification)について	4
5. イギリスのNVQ制度における評価の仕組み	5
6. 履修証明について	6

(就労支援戦略)

7. 生活保護制度の概要	7
8. 被保護者に対する自立支援について	9
9. 母子家庭の現状	10
10. 母子家庭の自立支援策の概要	11
11. 「障害者自立支援法」のポイント	12
12. 障害者雇用対策の積極的推進	13

(中小企業底上げ戦略)

13. 中小企業の底上げ	14
14. 生産性向上のための具体的取組の概要	15
15. 最低賃金法の一部を改正する法律案の概要	21
16. 最低賃金制度の概要	22

最低賃金法の一部を改正する法律案の概要

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとに決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。

改正の概要

1 地域別最低賃金の在り方

- ・各地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする(任意的設定→必要的設定)。
- ・生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
- ・地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限(2万円)を50万円に引き上げる。

2 産業別最低賃金等の在り方

- ・産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定(任意的設定)
- ・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しない(民事効)。
- ・労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止

3 その他

派遣労働者について、派遣先の最低賃金が適用されるように整理

※施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日を予定

最低賃金制度の概要

1 制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。（障害者や試用期間中の者等は一部適用除外。）

2 最低賃金の種類

(1) 「審議会方式」に基づく最低賃金

①地域別最低賃金

各都道府県ごとに、産業や職種を問わず、すべての労働者及び使用者に適用。

(設定件数47件、適用労働者数約5,000万人、加重平均時間額673円)

②産業別最低賃金

原則、都道府県内の特定の産業について決定。

現在の産業別最低賃金は、関係労使の申出により、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて設定。

〔主な設定産業：電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、
一般機械器具製造業、鉄鋼業等〕

(設定件数250件、適用労働者数約402万人、加重平均時間額766円)

(2) 「労働協約拡張方式」に基づく最低賃金

労使の大部分に適用される労働協約を、アウトサイダーも含めて適用する最低賃金として決定。

(設定件数2件、適用労働者数約500人、加重平均時間額868円)

3 最低賃金の決定基準

①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定。

4 最低賃金額の改定

地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

原則、産業別最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に、地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

5 最低賃金の効力

(1) 刑事的効力

最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、2万円以下の罰金。

(2) 民事的効力

最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。